

北陸地方整備局
阿賀野川河川事務所

資 料 配 付



きらり四季彩 阿賀野川

本資料をもって
解禁とする。
平成 22 年 6 月 30 日

阿賀野川の河川区域内における船舶（廃船・沈船等） の撤去に着手します。

まおろし

阿賀野川〔河口～阿賀野川頭首工（通称馬下頭首工）〕には、不法係留船等が約 730 艘（平成 18 年 3 月調査）あります。

河川区域内のプレジャーボート等の不法係留船は、洪水の流下の阻害、護岸への係留杭の設置や船舶が流出した場合の河川管理施設等の損傷、一般公衆の自由使用の妨げ、騒音の発生、景観の阻害等様々な面で河川管理上の支障を引き起こします。

阿賀野川河川事務所では、平成 18 年度より「係留禁止」看板を設置し注意喚起を行ってきました。

今年度は、新潟市東区にある所有者不明の廃船・沈船等廃棄物と判断出来るものについて、別紙のような「告知看板」を約 1 ヶ月間設置し、その後 7 月 23 日より順次撤去して行く予定です。

同時発表記者クラブ
・ 県政記者クラブ

問い合わせ先
国土交通省
北陸地方整備局
阿賀野川河川事務所
(新潟市秋葉区南町 1 4 番 2 8 号)
副所長（技術） 弘田 英人
占用調整指導官 樋田 和彦
電話 0 2 5 0 - 2 2 - 2 2 1 1 (代)

看 板

告 知

この写真の船舶については、
廃棄物と判断しましたので、
平成22年7月22日を過ぎ
てもこのまま放置されてい
るときは、廃棄物として処
分いたします。

看板設置日 平成22年6月23日

写 真

国土交通省
阿賀野川河川事務所
胡桃山出張所
(問い合わせ先)
電 話
0 2 5 (3 8 6)
7 1 8 1

昨年度の撤去の様子

